

経済産業省 令和6年度補正「先端技術活用メンタルヘルスサービス開発支援事業費補助金」(サービス導入事業者向け)

Q & A

No.	質問種別	質問内容	回答内容
1	事業期間 について	補助の対象となるサービス利用期間はいつまで認められるのでしょうか？	補助対象期間の最後までサービスを利用いただけるようにするため、 補助対象となるサービス利用期間を2026年2月28日（土）までとします。
2	事業費 について	サービス提供事業者が提供している年間契約のみのサービスを導入事業者が活用する場合、本補助金の対象としてサービス利用料金をどのように算定すれば良いでしょうか。	サービス導入開始（最短9月を想定）～2026年2月末までのサービス利用料を、月割りまたは日割りで計算した額の1/2以下（上限300万円）となります。（下記具体例もご参照ください。） ■ 具体例 年間50万円のサービスを、2025年9月～2026年2月の6ヶ月間利用した場合、 $50万円 \div 12 \times 6ヶ月 = 25万円$ の1/2以下（12.5万円）を補助します。その後の2026年3月～2026年8月＝25万円（＝サービス開始から1年間が終了するまで）については、導入事業者が全額負担となります。
3	事業費 について	サービス利用料はサービス提供事業者へいつまでに支払った分が、本補助事業の対象となりますか。その際の証憑についても教えてください。	サービス利用料は、事業終了日の2026年2月28日（土）までに、サービス提供事業者へお支払いを済ませてください。 本補助金の受取に関する証憑として（単に請求書や領収書を保管するのみではなく、見積書、契約書（または注文書・請書）、納品書（または業務完了報告書）、請求書、銀行振込支払いの控え、といった一連のエビデンスを整備してください。